

2019年3月

ジェトロ・パリ事務所

法務・税務セミナー概要（2019年1月25日開催 於パリ、3月14日 於リヨン）

講師：渡辺 哲生氏（FIDAL Japan Desk）

テーマ： <新しいフランス移転価格文書化義務の詳細>
<日 EU 経済連携協定と Tax Effective Supply Chain Management>

1. 新しいフランス移転価格文書化義務の詳細

2018年3月に開催した新しいフランス移転価格文書化義務の詳細が発表された。

前回セミナーの概要は下記参照。

https://www.jetro.go.jp/ext_images/world/europe/fr/others/pdf/seminars_180316.pdf

フランスでは2018年財政法により、移転価格文書化義務が改正されたが、改正されなかった点と改正された点は下記のとおり。

改正されなかった点

- 移転価格文書化義務の対象となる会社は、フランスの子会社の売上が4億ユーロ以上（税抜き）、もしくは日本の親会社の売上が4億ユーロ以上。ただし、4億ユーロに該当しない場合でも、租税手続法 L13B による移転価格文書提出義務がある。（文書化する内容量は上記対象企業と比べて少ない）
- 調査員の請求に応じない場合の罰則は、10,000ユーロ、取引金額の0.5%、移転価格更正がされた場合の追加法人税額の5%のうち、最も大きい金額となる。場合によっては推定課税が課せられる場合があるので要注意。
- 文書の提出は税務調査の1日目。提出に応じない場合、調査官は正式に提出を請求、30日の猶予が与えられる。合計で60日までの延長を申請することができるが、必ずしも延長を受け入れるとは限らない。
- 税務調査の傾向として、重加算税ペナリティとして40%、二重課税を回避できなくなることが多い。
- フランスの遡及期間は3年であるが、6年間のうち2回重加算税の対象となった場合、金融庁の検査に回される。

改正された点

- 記載事項が増えた。記載はほぼ BEPS どおりの順番で記載する。
- 文書の提出は電子フォーマット（PDF）での提出が必要になる。
- 文書の言語は原則的にフランス語。英文文書の場合、調査官にはフランス語訳を請求す

- る権利がある。
- 記載事項の重要性基準が定められ、取引のタイプ別に 10 万ユーロを超過する取引が文書化の対象となる。
 - 国外関連者間取引、移転価格算定方法の選定、検証対象企業の損益の 3 項目について定められた表を使用する必要がある。
 - 国外関連者間取引の金額の算定ならびに移転価格文書に記載する財務の数値はフランスの GAAP の使用が義務付けられた。これにより、法人税の損益計算書との合致が必要となる。
 - 3 年ごとのベンチマークに加え、1 年目と 2 年目に比較対象企業の財務数値のアップデートを義務付ける。

2. 日 EU 経済連携協定(EPA)と Tax Effective Supply Chain Management

消費者にいたるまでの一連の流通プロセス(サプライチェーン)を統合的に分析し、税務上有効なプロセス全体の効率化と最適化を実現することにより、租税費用を低減し、市場における競争力および株主価値を高めることができる。サプライチェーンマネジメントにおいて重要性が高いのは関税、VAT、移転価格である。

日 EU 経済連携協定(EPA)

2018 年 7 月に署名され、2019 年 2 月 1 日に発効した EPA により、日本、EU 双方がほとんどの製品において関税即時撤廃、もしくは段階的削減が行われる。在仏子会社への恩恵としては、日本からの製品(役務取引は対象外)の輸入において関税を支払う義務がなくなることである。ただし、原産地など諸条件がある。

原産地規制

原産地規制の条件 ①完全生産品 ②原産材料のみから生産される産品 ③品目別原産地規制に該当 のうち一つを満たせば EPA が適用される。ただし、積送中に産品への変更、改変があってはならない。

資源の少ない日本の産品で適用が多いと考えられる品目別原産地規制は、①重要な加工、プロセスを踏むことにより関税分類が変更される関税分類変更基準、②加工プロセスを踏むことにより一定以上の付加価値が生まれる付加価値基準、③産品に特定の加工(化学品の化学反応など)をする加工工程基準がある。付加価値基準の計算方式は、域内原産割合 55%(商品の価額 FOB から非原産材料の価額を引いた金額を産品の価額 FOB で割る)、原産材料の使用割合 50%のどちらかを満たしていればよい。

原産材料、生産行為の累積ルールがある。日本・EU 以外の第三国にてプリント基板が製造され、それを使用してドイツ(EU 域内の締結国)にて冷蔵庫の基幹部品が製造され、付加価値 30%を生

む。それを使用して日本で冷蔵庫が製造され、付加価値 30%を生む。累積ルールに基づき、60%の付加価値となるため原産品として認められる。許容限度が定められており、非原産材料を使用している場合、その使用がわずかな場合にはその産品を締結国の原産品と認めることができる。10%程度であるが、製品別に%の規定がある。

特恵関税率適用の手続き

自己申告制度が採用されている。輸出者もしくは輸入者が原産品申告書を作成、当該申告書は同一の産品について12ヶ月有効。原産地とみなされるのか不明な場合は事前教示制度を活用することも可能。輸入者は関連書類を5年、輸出者は4年保存する義務がある。これらの書類は関税調査の際に供される。

関税調査

フランス税関は通関時、および通関後6年前に遡り調査を行う権利を有する。輸入申告内容の登録を行った後、関税分類、原産地、申告価格、特恵税率の適用の有無、政府の商業上の政策と取引フロー、規制、制限事項への遵守などについて調査する。

特恵税率の適用により関税収入が大幅に減るため、EPA発効前の関税申告額が正しいか、発効後に特恵税率を不適切に使用していないか確認するための関税調査が増えることが予想される。関税調査のリスクを過小評価せず、原産品申告書を慎重に分析して作成すること。輸出側の日本親会社と連絡を取ることが望まれる。

VAT 関税

日本親会社がフランス子会社に輸出する場合、輸入側のフランスでVATが課税される。当該輸入VATについて、フランス子会社はリバースチャージ方式を適用することにより、キャッシュフローを改善する余地がある。リバースチャージ方式を使用するにはフランス税関に申請し承認される必要がある。審査に2ヶ月要し、承認される場合、有効期間は3年、自動更新も可能である。当該リバースチャージはEU域外からの輸入のみである。

移転価格上の留意点

輸入関税の撤廃により、在仏子会社の利益率を改善することができる。在仏子会社の利益率が上がり過ぎる場合は、日本の調査当局の視点に注意することが必要となる。また、比較対象企業の扱いについてどうするか、別途検討する必要がある。EPAにより在仏子会社が過度な恩恵を得る場合は、フランスの税務当局がそれをどのように解釈するかにも注意が必要となる。

(以上)